

ドナーのための休暇制度をご存知ですか？

白血病などの重い血液の病気を患う方にとって
骨髄移植は有効な治療法ですが
ドナーは骨髄提供のため10日程度病院へ出向く必要があり、
仕事を理由に断念せざるを得ない方が多くおられます。

滋賀県では、
ドナーが外来受診・入院のために取得する休暇を
「ドナー休暇」として特別休暇のひとつに定めてもらう
取組を推進しています。

提供者自身にも大きな負担のかかる究極のボランティア。
制度面からサポートすることは
企業の社会的責任を果たすことにもつながります。

「ドナー休暇制度」導入のご検討をお願いします。

～よくあるQ&A～

Q：「ドナー休暇制度」という名目で新しく就業規則に定める必要があるのか。

A：すでに同様の特別休暇がありましたら、その枠内で認めていただければ結構です。

（出典：日本骨髄バンク「企業の皆さまへ ドナー休暇制度導入のご案内」より）

～ドナーが勤務する事業所に対し補助金制度があります～

一部の市町では、ドナー休暇を取得して骨髄提供をしたドナーの働く事業所に対し助成金制度を設けています。
詳しくは県または市町のホームページをご確認ください。

～ドナー休暇制度を導入された際には「ドナー休暇制度導入連絡書」の提出にご協力ください～

日本骨髄バンクへ「ドナー休暇制度導入連絡書」をご提出いただくと、日本骨髄バンクホームページの「ドナー休暇制度導入企業一覧」に企業名が掲載されます。

様式は日本骨髄バンクホームページからダウンロードできます。

導入済みの企業におかれましても、ご協力をお願いします。（提出は義務ではありません。）

「骨髄バンクってなに？」

「どうやって提供するの？」

「ドナー休暇制度についてもっと知りたい！」

こちらをご覧ください！



滋賀県ホームページ
「骨髄バンク事業」



日本骨髄バンク
ホームページ

～お問い合わせ先～

滋賀県 健康医療福祉部 薬務課

TEL：077-528-3630

（土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで）



ドナー休暇制度導入企業POPが
送付されます。

「ドナー休暇制度導入連絡書」

日本骨髄バンク 広報渉外部宛

e-mail kouhou@jmdp.or.jp

FAX 03-5280-0101

		申込日	年	月	日
会社・団体名					
(フリガナ) 担当者名					
連絡先	住所 〒				
	部署名				
	TEL:		FAX:		
	メールアドレス				
	HP				
会社情報	業種				
	本社所在地 〒				☐ 上記に同じ
	従業員数		人	資本金	
休暇の内容	名称※				
	上限日数		日間		
	開始年月 (西暦)		年	月	
動画視聴の有無	☐ 有 ☐ 無 (https://www.youtube.com/watch?v=ZNr4PlqT2rY)				
導入の経緯 (理由やきっかけなど)					

※ボランティア休暇に含めるなど、「ドナー休暇制度」以外の名称の場合

◆貴社名を当法人ホームページへご掲載させていただいてもよろしいでしょうか。

☐ 可 ☐ 不可

◆制度導入の周知などのため、当法人からの語りべ講演（ドナー登録～提供の流れや元患者の体験談講演など）の希望はありますか。詳しくは、以下URLをご参照ください。（交通費・講演料はかかりません）

<https://www.jmdp.or.jp/about/lecture/>

☐ はい※ ☐ いいえ

※講演日時、内容など希望がありましたら、下記備考欄にご記載ください。

◆ドナー休暇制度導入企業のPOPをお送りしてもよろしいでしょうか。詳しくは以下URLをご参照ください。

<https://www.jmdp.or.jp/donation/donorsupport/donorleave.html>

☐ 可 ☐ 不可

可能な場合、上記「連絡先」と送付先が違う場合は、下記をご記載ください。

送付先	住所 〒
	宛先
	TEL
備考欄	

照会先

公益財団法人 日本骨髄バンク 広報渉外部 ドナー休暇制度担当

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-19 廣瀬第2ビル7F 電話 03-5280-1789(平日9時～17時30分)